

七飯町建設工事等の発注見通しの公表に関する要綱

平成13年5月1日

改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、七飯町が発注する建設工事等のうち、建設工事及び委託業務（七飯町建設工事執行要領第2条に定めるものに限る。以下同じ。）に係る発注見通しを公表し、入札・契約制度の透明性の確保、公平な競争の促進、適正な施工の確保及び不正行為の排除の徹底を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 建設工事等の発注見通しの公表（以下「公表」という。）は、建設工事及び委託業務で、次に掲げる契約を締結するものについて行うものとする。

- (1) 建設工事は、予定価格が130万円を超えるもの。
- (2) 委託業務は、予定価格が50万円を超えるもの。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事名又は業務名
- (2) 工事又は業務の場所
- (3) 工事又は業務の概要
- (4) 種別
- (5) 発注予定時期
- (6) 予定工期
- (7) 概算工事費
- (8) 入札及び契約方法

(公表の方法及び時期)

第4条 公表は、前条各号に掲げる事項について、第2条に規定する公表の対象となる建設工事並びに委託業務を、別記「七飯町発注予定工事等情報」に記載し、これを七飯町公式ホームページに掲載する方法等を行うものとする。

2 公表する時期は、原則として、毎年度4月及び10月の2回とし、必要に応じて適宜公表する。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、次に公表する期日までとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、七飯町建設工事入札参加者指名選

考委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定に定める公表の時期は、平成13年4月に限り、遅らせることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記

七飯町発注予定工事等情報（前期・後期）

平成 年 月 日 現在
担当課

No.	種別	工事名又は業務名	工事又は 業務場所	工事又は業務概要	発注予定 時期(月)	予定工期 (ヶ月)	概算工事費	入札及び 契約方法	備考

注 1) 上記工事内容は、公表時点の概数・概算であり、今後変更となる場合があります。

注 2) 概算工事費については、1千万円未満は10万円、1千万円以上は100万円を単位として記載しています。